

# 告示

埼玉県告示第千四百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

## ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）	第一駐輪場	位置	図面省略	収容台数	四二三台
	第二駐輪場	位置	図面省略	収容台数	一六三台
	第三駐輪場	位置	図面省略	収容台数	七九台
	第四駐輪場	位置	図面省略	収容台数	八五台
	合計				七五〇台
（変更後）	第一駐輪場	位置	図面省略	収容台数	三四四台
	第二駐輪場	位置	図面省略	収容台数	一〇九台
	第三駐輪場	位置	図面省略	収容台数	四七台
	第四駐輪場	位置	図面省略	収容台数	一二〇台
	第五駐輪場	位置	図面省略	収容台数	一三〇台
	合計				七五〇台

## ハ 変更年月日

平成二十三年三月一日

## 二 届出年月日

平成二十二年十月二十一日

## ニ 縦覧期間

平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十一月五日から平成二十三年三月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課